

報 道 資 料

平成20年10月31日

件 名 米軍岩国基地に係る安心・安全対策に関する政府要望について
概 要 このことについて、標記要望を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 要望先等

平成20年10月31日（金）

防衛大臣 浜 田 靖 一（はまだ やすかず）

外務省北米局長 西 宮 伸 一（にしみや しんいち）

2 要 望 者 岩国市長 福 田 良 彦

3 要望内容 別紙要望書のとおり

4 要望に対する回答

《浜田防衛大臣》

安心・安全対策については、本日の御要望の趣旨を踏まえ、出来る限りの協力をしてまいりたい。

《西宮外務省北米局長》

再編に関しての岩国市の重要な役割は十分認識しており、本日の御要望は重く受け止めさせていただきます。

5 国からの回答に対する市長のコメント

岩国市は、岩国基地を抱える地元団体として、岩国基地に起因するさまざまな問題の解決に向けて全力で取り組んでまいりました。

このたびの市民の安心・安全対策に係る要望事項につきましては、市民の意見を踏まえ、市議会と協議を行った上で取りまとめたものです。本日、山口県にも同行していただき、外務省及び防衛省へ要望書を提出いたしました。

防衛大臣及び北米局長には、真摯に対応していただいたことに大変感謝するとともに、岩国市の実情について十分ご理解いただいたものと考えております。

市としては、市民が最も懸念している騒音や治安の問題を柱に要望書を取りまとめましたが、実効ある安心・安全対策が確保できるような措置が講じられれば、国・市にとっても大きなプラスになると考えており、国からの回答が誠意あるものになるよう大いに期待しております。

岩国市総合政策部基地対策課
TEL 0827-29-5024（直通）

米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書

岩国市は米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してまいりましたが、その運用に当たっては、住民が安心して安全に暮らせる環境が確保されるよう、国及び米軍に対し、引き続き、細心かつ最大限の配慮を求めるものであります。

また、抑止力の維持と地元負担の軽減を柱とする在日米軍の再編に係る最終報告が日米両国政府間で合意され、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法も成立し、再編の実施に向けた取り組みが進められているところですが、今日の多様化した住民ニーズを考えると、基地周辺住民や地元自治体に対して、さらなる配慮がなされるべきものと認識しております。

こうした中、本年6月に、米兵犯罪防止策の強化、再編に伴う安心・安全対策の実施並びに関連措置として住民福祉の向上や地域の発展に資する地域振興策の実施などについて要望したところですが、今後、これらの諸課題に対し、具体的かつ実効性のある措置を求めてまいりたいと考えております。

つきましては、従来からの基地の運用による影響を軽減するとともに、今回の米軍再編により基地周辺の環境が悪化することとならないよう、まず、安心・安全の確保に関する事項として、次のとおり取りまとめましたので、国におかれましては、以上のような状況をご理解いただき、速やかに対応策を講じられますよう強く要望いたします。

1 治安対策の強化

米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等適切な措置を講ずること。

万一、事件・事故が発生した場合には、迅速かつ的確な情報提供が行われるとともに、原因究明を適切に行い、再発防止に向けた万全の対策を講ずること。

- (1) 防犯対策の強化
- (2) 米軍構成員等の規律の保持
- (3) 事件・事故の被害者への適切な対応
- (4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し

2 騒音対策の強化

岩国基地は、多くの住民が生活している地域に隣接しているため、航空機による飛行をはじめとする基地の運用は、基地周辺住民の生活環境に大きな影響を与えている。

特に航空機騒音に関しては、基地周辺住民に十分配慮し、騒音軽減のための必要な措置を講ずること。

- (1) 航空機等の騒音軽減対策の推進
- (2) 住宅防音工事に関する制度の拡充
- (3) 空母艦載機離発着訓練（FCLP）の禁止

3 環境対策の徹底

基地内の環境問題等については、その影響が基地内に止まらず、基地周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理・運用に当たっては、環境対策を徹底すること。

- (1) クロゴケグモ対策の徹底
- (2) 環境に配慮した施策の実施
- (3) 演習・訓練等の実施における基地周辺地域への配慮

4 地元の意向を尊重する制度の構築

基地の管理・運用に当たっては、岩国市の意向が的確に反映できる仕組みとなっていないため、本市の意向を踏まえて日米両国政府間の協議が行われるよう、必要な制度を構築すること。

5 その他

今回の米軍再編について、その影響と負担に対する住民の不安は未だ解消されたとは言えず、引き続き、安心・安全に関する具体的な協議を行い、住民の不安の払拭に努めること。

平成20年10月31日

外務大臣 中 曾 根 弘 文 様
防衛大臣 浜 田 靖 一 様

岩国市長 福 田 良 彦

1 治安対策の強化 (1) 防犯対策の強化 (2) 米軍構成員等の規律の保持 (3) 事件・事故の被害者への適切な対応 (4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し	ア 警察及び憲兵隊による警らの強化を図ること。 イ 街路灯、防犯カメラ、街頭緊急通報システムを設置すること。 ウ 基地周辺地区の各戸にソーラー型の玄関灯を設置すること。 エ 脱走兵の通報体制を強化すること。 ア 米軍構成員等に対して、規律の保持のための教育・訓練を行うこと。また、交通安全に関する教育、日本の生活、文化、道徳などを理解するための教育を行うこと。 イ 基地外居住者の届出制度を創設し、居所の明確化を行うこと。 ウ 犯罪防止のため、必要に応じて、米軍構成員等の外出や飲酒の制限など適切な措置を講ずること。 ア 公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故により被害を受けた場合においても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置を講ずること。 イ 損害賠償の手続きについて、迅速かつ誠意をもって対応すること。 ア 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直しを行うこと。
2 騒音対策の強化 (1) 航空機等の騒音軽減対策の推進	ア 航空機等の騒音の軽減対策を推進すること。このため、消音施設、防音林、緩衝緑地帯を増設・整備するなど必要な措置を講ずること。 イ エンジンテストは必ず消音施設を使用して行うこと。 ウ 早朝・夜間、土曜日、日曜日、祝日、

	盆及び年末・年始における飛行とエンジンテストを全面的に禁止すること。 エ 学校及び地域の諸行事に十分配慮した飛行とエンジンテストを行うこと。 オ 市街地や産業振興に影響を与える地域の上空の飛行を行わないこと。 カ 訓練移転について、実質的な効果が現れるよう機数や期間の増加など規模の拡大を図ること。また、KC-130の鹿屋基地やグアムへの展開について、具体的な機数、期間等を示すこと。 キ 航空機騒音をはじめ、基地に関する住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。 ク 基地周辺の騒音測定を行うとともに、測定データをリアルタイムで情報公開すること。このため、自動騒音測定装置の増設やホームページの開設など必要な措置を講ずること。 ケ 姫子島で実施される弾薬処理時の騒音等の軽減について、必要な措置を講ずること。
(2) 住宅防音工事に関する制度の拡充	ア 住宅防音工事の事業に関する予算額を増額するとともに、早期交付を行うこと。また、対象となる全家屋について、速やかに防音工事を実施すること。 イ 住宅防音工事について、対象区域の指定値を70WECPNLとすること。また、実態に即した区域指定を行うこと。 ウ 外郭防音工事の対象区域を75WECPNL区域に拡大すること。 エ 住宅防音工事について、区域指定後の新築・改築住宅も対象とすること。 オ 防音工事の補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。 カ 住宅防音工事により設置した空調機器の機能復旧に要する経費を全額補助する

	こと。 キ 住宅防音工事により設置した空調機器に係る電気料金等について、太陽光発電装置を全対象家屋に設置するなど助成措置を講ずること。 ク 70WECPNL区域の住宅への冷暖房機設置の助成措置を講ずること。 ケ テレビ受信料の助成区域を拡大すること。
(3) 空母艦載機離発着訓練（FCLP）の禁止	ア 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設の建設場所を早期に決定し、同施設を岩国基地に建設しないこと。 イ 岩国基地において、空母艦載機等によるFCLP及び事前集中訓練を実施しないこと。
3 環境対策の徹底	
(1) クロゴケグモ対策の徹底	ア 基地内で完全駆除、撲滅するよう対策を講ずること。
(2) 環境に配慮した施策の実施	ア 基地に起因する排水の処理について、万全の措置を講ずること。 イ 消火訓練に当たっては、基地周辺住民に影響を与えないよう実施すること。
(3) 演習・訓練等の実施における基地周辺地域への配慮	ア 合同軍事演習、合同訓練等の実施の際には、その影響を基地の外に及ぼさないこと。 イ 演習・訓練内容等については、地元自治体等の関係機関に速やかに事前通報するとともに、住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。
4 地元の意向を尊重する制度の構築	ア 基地の管理・運用等については、岩国市の意向を踏まえた上で日米両国政府間において協議・交渉されること。 イ 国と岩国市の定期的な協議の場を設け

5 その他	ること。 ア 岩国基地の機能変更等が生じる可能性がある事案については、早期の情報提供を行うとともに、岩国市の理解を得ること。 イ 航空機の運用については、安全の確保に万全の措置を講ずること。 ウ 岩国基地港湾施設への船舶の入港の際には、安全の確保について万全の措置を講ずるとともに、一般の船舶の航行等に影響を与える可能性がある場合には、岩国市に事前に通知すること。 エ 空母艦載機部隊の移駐に伴う米軍家族住宅の場所決定に当たっては、岩国市に事前に説明し、理解を得ること。 オ 基地周辺の交通渋滞の緩和について、必要な措置を講ずること。 カ 障害防止工事、民生安定事業等に関する補助対象範囲の拡大と予算の増額を行うこと。
-------	--

海上自衛隊航空機部隊の岩国残留を求める要望書

平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」が示され、空母艦載機等が厚木基地から岩国基地へ移駐される事が発表されました。また、この移駐による米軍の運用の増大による影響を緩和するため、岩国基地の海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊の厚木基地への移駐が盛り込まれました。

本市といたしましては、このたびの再編が、日本の防衛のみならず、アジア太平洋地域や国際社会の平和と安定にも重要であることから、その円滑かつ着実な実施の必要性は理解しているところであり、基本的には協力すべきものと認識しております。

しかしながら、海上自衛隊隊員は、その家族とともに、岩国市民として、従来から、地元の経済、社会活動に大きく貢献しておられるとともに、大規模な災害が発生した場合における被害の拡大防止、被災者の救援活動などにもその力を発揮されており、地域住民の安心・安全を守る組織として、市民から大いに期待されていることから、この移駐については、本市に多大な影響を及ぼすものと考えております。

つきましては、国におかれましては、本市の実情を勘案され、海上自衛隊航空機部隊の岩国残留について特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

平成20年10月31日

外務大臣 中 曾 根 弘 文 様
防衛大臣 浜 田 靖 一 様

岩国市長 福 田 良 彦